

平成23年第4回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 11月29日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第60号 専決処分の承認について(平成23年度板倉町一般会計補正予算(第4号))	6
○議案第61号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	11
○町長あいさつ	18
○閉会の宣告	18
閉 会 (午前10時00分)	18

板倉町告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第4回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月24日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 平成23年11月29日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算（第4号））
 - 2) 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成23年第4回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年11月29日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第60号 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算（第4号））

日程第 4 議案第61号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君
5番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木実君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	鈴木渡君
福祉課長	永井政由君
健康介護課長	小嶋栄君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	小野田国雄君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 教育事務局 会長	根岸一仁君
農業委員会 農事事務局 会長	山口秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小野田	吉	一
庶務議事係 長	伊藤	泰	年
行政安全係 長兼 議会事務局 書記	根岸	光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第107号をもって招集されました平成23年第4回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。寒さの強まりも日増しに感じるきのう今日でございます。議員各位には何かと多忙の中とは存じますが、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、国においてはTPPの問題を初めとして社会保障の一体改革の問題、消費税増税の問題、あるいは違憲の判決が出た1票の格差の問題、国民に負担を求める以前の定数削減や公務員改革や無駄な事業の改善はどうなっているかという問題、あるいは円高とギリシャを初めとした国々の債務の問題、その日本に対する影響の分析、あるいは被災地復旧や放射能汚染、あるいは除染の問題、原発の安全性の検証と、さらにそれにかわる新代替エネルギーの問題等々、毎日マスクをにぎわしている現状でございます。どれをとっても今後の日本を考えると早急に解決をしなければならない大事な課題ではあります。

県においても、ハッ場ダムの検証が終了し、早急に建設の方向で結論が出されるべき時期が来ておりますし、DCキャンペーンあるいは中国での知事の観光客誘致キャンペーン、あるいは大々的な企業誘致等々県経済活性化に向けて積極的に活動を展開されているようであります。

当町につきましては、計画どおり着々と予算の執行を図りながら頑張っておりますが、企業誘致につきましてはご報告のとおり、ミルックス社に続きましてイトアンド社の進出が決定をいたしました。今後の町の活性化に、各方面での波及効果が期待できるところであります。引き続き全力で商業、企業誘致等を推進してまいりたいと思っております。

一方で、3月11日震災による自然災害、原発事故放射能汚染に対する各方面への不安が日増しに高まりつつある中で、検査体制の強化を町独自並びに県との連携を図りながら、各分野ごとに安全安心の観点から情報の収集や対応事例等も積極的に検討しながら対応いたしております。

ということで、今日は12月定例会も7日からの予定でございますが、板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について、基準日が12月1日ということですので、どうしてもそれ以前の議決が必要ということでもあります関係上、本日の運びとさせていただきます。補正とあわせてご審議をいただき、原案どおり可決をいただければ幸いと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、冒頭のごあいさついたします。大変ご苦勞さまでございます。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました町長からの議案は2件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第117条の規定により、

8番 市川初江さん

9番 青木秀夫君

を会議録署名議員に指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、11月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告を申し上げます。

本件については、11月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は議案第60号及び議案第61号について、提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいま委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたしました。

○議案第60号 専決処分の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算 （第4号））

○議長（野中嘉之君） 日程第3、議案第60号 専決処分事項の承認（平成23年度板倉町一般会計補正予算

(第4号))についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) それでは、早速提案理由を申し上げます。

議案第60号 専決処分事項の承認についてでございます。平成23年度板倉町一般会計補正予算(第4号)。本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,864万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金を300万、繰入金を250万、前年度繰越金を294万4,000円追加するものであります。

歳出につきましては、衛生費を23万7,000円、農林水産業費を400万円、教育費を420万7,000円追加するものでございます。

内容につきましては、資源化センター関連経費、邑楽東部第一排水機場維持管理事業経費、教育費においては小学校運営経費や社会教育経費、さらには保健体育経費等の専決補正を平成23年9月30日付実施をいたしましたので、報告をするものでございます。

以上、平成23年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてご報告申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご報告を申し上げますので、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、議案第60号の細部につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

今回補正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございますが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、9月30日付で専決処分をいたしましたものでございます。したがって、同条3項の規定によりまして、議会に報告をして、承認を求めるとでございます。

今回の補正につきましては、町長申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ844万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,864万7,000円とするものでございます。

それでは、2ページから5ページにつきましては、町長提案理由で申し上げましたとおりでありますので、省略をさせていただきます。6ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、15款3項2目の農林水産業費委託金でございます。こちらにつきましては300万円の追加でございます。説明欄にございますとおり、第一排水機場管理費の委託金の追加でございます。これにつきましては、農地費のほうでまた歳出の説明をさせていただきます。

次に、18款2項4目の公共施設等整備維持基金繰入金でございますが、250万円の追加でございます。こちらにつきましては、また後ほど保健体育施設費のところ歳出の説明をさせていただきたいと思います。

次に、19款1項1目繰越金でございます。294万4,000円の追加でございますが、これにつきましては今回の補正財源ということでございます。以上、補正の歳入合計でございますが、844万4,000円となるものでございます。

次に、7ページの歳出をお開きいただきたいと思います。まず、4款2項2目の塵芥処理費で23万7,000円

の追加でございますが、これにつきましては説明欄にございますとおり、資源化センターの仮設トイレくみ取り関係ですか、それから仮設トイレの使用料ということでの追加でございますが、これにつきましては資源化センターの浄化槽が故障したことによりまして、使用不能になったことによるものでございます。

次に、6款1項5目の農地費でございます。こちらにつきましては、歳出400万円の追加でございますが、邑楽東部第一排水機場の維持管理事業で人件費、職員の手当でございますが、400万円の追加でございます。この理由といたしますと、今年の台風6号、12号及び15号による大雨によりまして、当初見込んだ運転日数が大幅に増加したことによる追加でございます。

次に、10款2項1目の学校管理費でございますが、79万7,000円の追加でございます。これにつきましては、小学校のレーザープリンターの購入費ということでの追加でございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。4項8目の北部公民館費でございますが、71万円の追加でございます。これにつきましては、備品購入といたしましてみそこし機の購入費を追加をいたすものでございます。みそこし機が老朽化をいたしまして、故障をしてしまったわけでございますが、修理不可能ということでの購入でございます。

次に、5項2目の保健体育施設費でございますが、270万円の追加でございます。内訳といたしますと、11節需用費で20万円の追加、これにつきましては海洋センター関係の修繕料でございます。次に、15節の工事請負費で250万円の追加でございますが、これにつきましては説明欄にありますとおり、板中南面駐車場等の整備工事費の追加ということでございますが、これにつきましては電気関係の工事費の増加によりまして追加でございます。以上、歳出の補正合計が844万4,000円となるものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。今回の第4号の補正予算、9月30日に専決処分とありますが、この専決処分をしなくてはならなくなった緊急性のある理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今回の専決の理由の1番は、第一排水機場人件費の不足でございます。それとあわせて、資源化センターの浄化槽の故障によりまして使用停止、これに暫定的な対処をするための仮設トイレの使用料、それからくみ取り料、これが今回の一番の理由ということでございます。

それにあわせて、学校のレーザープリンター関係について申し上げさせていただきますと、現在使用しているプリンターのいわゆる修理部品等がもう製造が打ち切りになっておりまして、これを修理できないというような中で、やはりこれも早急の対処をしないと学校の学習での対応ができなくなってしまうというようなこともありましたので、専決処分をさせていただいたところでございます。機械関係につきましては、予想外に故障が発生したと、それとあわせて北部公民館のみそこし機につきましても、やはり老朽化しており、これまで再三修理をしながら使用してきておったわけでございますが、今回につきましてはいわゆる機械の摩耗とか、そういったものが甚だしいというような状況の中で、やはりこれも修理不能だと。これ

がたまたま9月の定例会に補正予算上程させていただいたわけですが、その段階では生じていなかったという状況であったものですから、12月の定例会まで待つということになりますと、学校、それから公民館の利用者等に迷惑をかけてしまうというようなこともありましたので、あわせて専決処分をさせていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。今年は、非常に台風により雨が多かったということで、400万円の第一排水機場の追加が出たということです。その人件費がどのくらいの負担額、要するに400万円のかかる内容なのですが、それをお願いしたいと思います。

それと、もう一点、板中南面駐車場の整備工事が追加で出ております。それについての内訳をお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長（山口秀雄君）登壇〕

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、中里課長から説明がありましたように、本年につきましては大きな台風が3つ来たということで、運転時間も延べで354時間というような、かなり長い時間、日数も23日間という期間になっております。例年ですと6日間とか、長いところで2週間ぐらいの今まで、19年度から運転の日数ということでありまして、今年度異常に多かったと。もちろんこれは自然のものでありますので、いたし方ないのではありますが、その結果、そこに携わる職員の延べ人数も増えていったということございまして、そのもとになるものにつきましては県の単価を使っております、県の特殊作業員の単価これ1日1万5,400円ですが、それを掛けまして算出をしております。そういうことで、今回増額ということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇〕

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 議員ご質問の第2点目なのですが、南面駐車場の整備ということですが、これは照明工事にかかわる金額すべてになります。というのは、当初弓道場の関係で電源、駐車場の照明も含まれますけれども、電源を当初板中体育館からとる予定でございました。しかし、実際検査をしましたら、体育館の電源容量が足りなくなりました。ということで、グラウンドの東側に照明が立っているわけなのですが、照明灯ですね。そこからずっと南側の道を通しまして、駐車場の端まで持ってくるという、約100メートル近くの電源工事となってしまいました、その分が今回すべて250万で賄うということになっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 東部排水機の関係なのですが、1日1万5,000円ということでただいま報告があったのですが、これ時間というのはどのぐらいなのでしょう。というのは、1日という設定の時

間の割り振りなのですけれども、これ8時間労働での1万5,000円と、もしくはどういうふうな時間の設定で1万5,000円というのが設定されているのか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 失礼いたしました。ちょっと説明が足らなかったようでございます。

1日当たり1万5,400円という単価が県の単価でございまして、それを1日ですから8時間ということで、8で割りまして、時間当たり約1,925円という時間単価を算出いたしております。そうしまして、それぞれ機場の従事、そこに立ち会っている職員3人が1グループでございまして、それが交代交代で1日2交代ですかね、それで運転に従事しておりますので、その延べ時間、こちらの計算で算出をいたしております。

以上です。

[「延べのというのも違うんじゃないの。時間当たりが、真夜中は幾らとか全部発表すればいいんじゃないの。何時から何時までは時間幾ら、ちゃんとあるんじゃないの。聞かれていること全部答えてもらわなきゃ困る」と言う人あり]

○産業振興課長（山口秀雄君） 先ほどの1万5,400円、これが基準でございまして、もちろん平日とか、それから休日、夜間、こういう形で割り増しがございまして、基本的には平日の時間外は1.25という数字を掛けてございまして2,406円という額でございまして、平日の深夜、これは1.5倍ということでありまして、2,888円、休日につきましては1.35ということで2,599円、休日の深夜が1.6ということで3,080円という形でございまして、それぞれ計算をいたしております。

以上です。

[「はい、わかりました」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ほかに。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野ですけれども、先ほど延山議員さんが質問した板中南面の関係ですけれども、先ほど事務局長が説明あった中で、容量が足りない。容量が足りないということは最初から甘いと思うのです。体育館ですから、あそこは3回もう容量を大きくしているのですよね。例えば中2階のあれは、小森谷元町長さんやっていたときに、1回、2回やって、その後もやったのです。ですから、あそこから持ってくるというのは、まず工事する前にどうしたらいいかという、そのものをやはり根本的に違うと思うのです。

今、200メートルと言いますけれども、テニスコートのところの照明もありますけれども、あの辺を活用するとか、改めて質問ですけれども、どの辺からどんなふう100メートルをつないでくるのか。やはり表のものは表で電気容量、中のものは中だと思っております、やはり。ですから、根本的に体育館から持ってくるというふうな発想というのか、工事の概略、最初の。ちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、先ほど言った100メートル云々については、改めて補足でひとつ説明をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず、ご質問の前半部分ですが、確かに中学校の体育館から引く場合に、あらかじめ容量等を見ておかなかったというのは、1つこちらのミスがあったかなとは思いますが。ただ、なるべく最短距離でということで、担当等はそちらを選んだという経緯はございます。

それで、実際、先ほど申しあげましたけれども、容量をではどこから引けばいいかということで調査をしたわけですが、屋外に立っております照明灯の中でも、すべてからとれるわけではないということでございます。その中で、可能な照明灯が、先ほど申しあげましたが、板倉中学校の校庭の一番東の南側に1灯立っておりますが、そこからならば引けるということになりました。実際に、電線のはいめぐらしですけれども、それは東南の照明灯から一たん道路を南に渡りまして、中央グラウンドのフェンスが北側にあるかと思いますが、そのフェンス沿いにずっと地下埋設をいたしまして、テニスコート、そして弓道場まで持ってくる形になりました。ということで、地上をはわせるのであれば、もうちょっと安くできたのかもしれませんが、どうしても地下埋設のほうがいいということですので、そういう処理をさせていただきましたので、今回のような処理となりました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議案第61号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、議案第61号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第61号について提案の理由を申し上げます。板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

政府は、国家公務員の給与について、東日本大震災という国難に対処するため、給与臨時特例法案の早期成立を期すこととし、この特例法案が人事院勧告の内容も含んでいるとの理由により、人事院勧告の見送りを決定をいたしました。

一方、地方公務員の給与について、現下の地方財政状況等の地域の実情を踏まえつつ、各自治体において自立的に決定すべきものとされました。これを受け、町としても民間との給与格差の是正を図るため、人事院及び県人事委員会の勧告に沿った給与改定を行うものであります。

主な改定内容につきましては、民間給与との格差のあるおおむね40歳代以上に限定した俸給月額を引き下げと、本年4月から11月までの給料等及び6月期の賞与に係る格差相当分の額を本年12月期の期末手当で減額調整を行うものであります。

なお、詳細については担当課長より改めてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） それでは、議案第61号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長の説明にありましたように、また過日の議員協議会でもご説明申し上げましたが、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に沿った給与改定を行うものとなります。主な改正点について条文に沿った形でご説明申し上げます。

まず、第1ページの第1条関係でございますが、これは板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、別表の1ページから4ページの給料表を5ページから8ページの給料表に改正するものであります。

内容は、先ほども町長の話にありましたけれども、おおむね40歳代以上の職員における給料月額を引き下げるものでございます。具体的にその対象となる詳細につきましては、職務の級が2級では77号給から125号給まで、3級では61号給から113号給まで、4級においては45号給から93号給まで、5級については37号給から85号給まで、6級につきましては29号給から77号給でございます。

続いて、8ページの第2条関係でございますが、この改正につきましては給料構造改革時における給与水準の引き下げに伴う経過措置の算定基礎となる現給保障額についても附則第7条第1項第1号にて「100分の99.59」から「100分の99.1」に引き下げるというものでございます。

続いて、8ページ下段の附則では、附則第1条で、改正規定の施行日を公布の日の属する月の翌月の初日からとするものでございます。具体的には平成23年12月1日の施行ということでございます。

9ページの附則第2条については、第1項で本年の12月の期末手当の特例措置として、12月の期末手当については既に支給されている4月から11月までの給料等及び6月に支給した賞与について0.37%を減じた調整額を差し引いて支給するというものでございます。

以上、ちょっと早口になってしまいましたけれども、議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 8ページの第2条というところの文言なのですけれども、説明を受けてもわからないかと思うのですけれども、上手に説明していただいて、これどういうことなのか、もうちょっと具体的に説明いただきたいと思うのですけれども、わかる範囲で上手に説明してください。

例えば、この附則第7条第1項第1号中何とかと言ったって、大もとが我々全然わからないわけですから、これがどういうことなのかをまず説明していただきたいということと、この内容がどういうことなのか全然わからないので、説明を受ける人難しくてわからないかなと思うのですけれども、できるだけ上手に説明いただきたいと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、先ほど現給保障額ということで説明申し上げましたけれども、これについては給与構造が平成17年の勧告によりまして、18年の4月1日から非常に給与に対する考え方が変わってきています。具体的には、さきの議員協議会でも申し上げましたけれども、全体として地域によってやはり給与も考慮されるべきだろうと。具体的には、例えば東北地方、北海道地方、それと東京、いわゆる物価の高いところ、そういうところと同じような給与体系で今までの考えが少し入っていたのですけれども、それらを改めて給与のあり方はベースとすると東北、北海道地域の給与をベースとして考えていこうと。プラス都会に暮らす人たちについてはやはり物価が高いわけですから、地域手当という制度を導入しています。いわゆる給与……例えば10万もらっている方については、東京に暮らす人については、東京で勤めている人ですね、18%、一番大きいところですが、金額で言うと10万なら1万8,000円プラスして給与体系を考えようという制度が、そのときにできています。そのときに……いわゆる制度を変えるわけですから、大幅に不利益をこうむる職員も出てしまうと。そういう中で、経過的に前提的に18年の3月にもらっていた給与についても非常に減額の幅の大きい人については保障しましょうという制度を取り入れています。

その制度が、保障を受けられるものがこの今附則第7条第1項第1号中というのは、いわゆる法、減額保障を摘要される人ということでご理解をいただければと思います。具体的には、今現在も町の職員でいきますと23名がこれに該当します。これは、当然給料が年々これらの対象者に最終的にはゼロになるという流れの中で動いておりますけれども、そういうものです。具体的に言いますと、18年の3月のときに10万給料をもらっていた人は、その数字にこの100分の99.59なり、今回は100分の99.1、10万の方ですと9万9,100円が支給されると、これ読みかえるとそういう数字になります。

なかなかわかりづらいと思うのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、一番のは給与構造が変わったということに伴って大きく不利益を受ける職員について経過的にこういう制度が設けられているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） では、そうしますと何、東北、北海道をベースにして、それを基準にして計算すると、例えば群馬県あたりがもっと引き下げなくてはならない場合には、例えば引き下げ幅を99.59は保障するよということで、それ以上は下げないということね。それでつくった規則なのですね。

もう一方においては、都会では何、東京あたりでは超過分を引き下げないで、都会では何と言ったって、

何手当……物価が高いからそういう手当で別枠ですということ、結局多いところは下がらなかったということ……。そういう説明なのですね。オーバー分については、例えばこの群馬県だとか栃木県だとかということ、やや現状維持というふうに保障していくということで、都市手当というか、都会の物価の高いところはオーバー分については100%ほとんど保障されて、なおかつその増えた分については何手当、物価手当……物価手当というふうな形で、名目で保障したということで、ということは結果的には何もやらなかったということだったということなのだね、そういうことだね。いいですよ。

「もう一回だけ」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、私のほうからちょっと説明下手だったと思うのですが、まず制度そのものは先ほど申し上げているとおり東北、北海道をベースに給与の考え方が変わったということで、結果的に大きく給料が下がってしまう人については板倉町でも現在23名の方が現給保障という制度の中で給与を支給されていると。その人たちもやはり同じように今回給料表が引き下げられますので、その分をやはり同じように引き下げるという数字が先ほど申し上げました99.59ですか、その数字に引き下げられるということです。だから一般の今の給与体系は普通の給料表を摘要して支給されている人と、平成18年の3月を基準として支給されている人が23名いると。その23名の人も給料表が引き下げられるのと同じように、この割合で引き下げられるということでご理解いただければと思います。なかなかうまく説明できなくて申しわけありませんけれども、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 何か何となくぼんやりわかってきたのですが、よく世間で公務員の人は上手だと、引き下げだとかって看板つくるのは上手だけれども、中身はなかなか実態が伴わずに引き下げになっていないとかと、今度も何か国会で公務員が大幅な、大幅というのか、7.8%ですか、引き下げの法案が出ているとかと言いますが、このテクニック使ってなかなか効果上がらないのではないかなんていうのが新聞なんかにも出ているのですけれども、なかなか非常に看板というか、非常に大げさに掲げるのだけれども、中身が非常に上手にやると実質下がらないというようなこともあるので、何となくわかったのですけれども、これなんかその種のたぐいの制度だったということなのですね。言ってみれば、この平成18年から実施されたという今の制度なのですから、幾らか効果上がっているということなのではないでしょうか、削減効果。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 効果という基準が非常に難しいので、答えるのが難しいのですが、いずれにしても給与についてはやはり年々引き下げていると。当然その分についてはいろんな歳入面とか歳出面もありますけれども、結果としては効果が出ているのだということで、またそういうことでないと町のほうでも同じように職員についても納得してこの新しい給料表で対応するわけですから、そういうことを信じて対応させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今青木さんがいみじくも言われた、公務員は信頼性がある意味ではない部分に感じるところがいっぱいあると。例えば給与の面でも下げないように見えても実質下がっていないのではないかと、そういったものは私も、今は特別職の公務員であります、民間にいましたので、感じます。

例えば、先ほどの山口産業振興課長の答弁は、まさにそれに近いにおいがするのです。したがって、追加で私のほうから指示をして述べさせたのですが、1日1万5,000円何がし、時間給で1,900円ですよ。聞かれてそれだけきり答えられない姿勢が、そういう公務員は自分に不利なことは言わないと。それで、夜の時間は……夜の勤務もあるのだろう、夜の時間割で深夜まで時間給が決まっているだろうと言って初めて、本来はそちらから追求すべきものなのですから、それで時間給で三千何がしまであるわけ、現実はですね。

そういう私は、自分のPRになるかもしれませんが、やはり公務員という、そういう間違っただけの誤解を与えるような答弁もできるだけさせない。いわゆる正直に答えなさいということでの、正直に答えているつもりなのでしょうけれども、余計なことは言わないという体質なのです。それを是正すべく私もこちらの側にはいますが、こちらの側の中でも町長は違う異色の存在でございますので、ある意味ではそういう指導もしております。それが先ほどの形です。

ということで、できるだけ公務員が不審があるなど、この面の答弁は答弁の仕方によっては不審が払拭されるというような面については私のほうから、ちょっとそちらから見て見づらい面もあるかもしれませんが、できるだけ指導をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 川野辺達也君。

○3番（川野辺達也君） 川野辺です。今の件で済みません。

具体的にちょっと、私のほうもよくわからなかったもので、済みません質問させていただきますけれども、おおむね40歳代以上という言葉があったのですけれども、たまたまそれが40歳以上の方が当てはまっているのか、それとこの99.1%とか、これをやった場合に余り給料下げる下げるとかと余り好きではないのですけれども、どのくらいでは年間的に、金額としてこれをやった場合はこれだけでどのくらいの金額の差額が出るかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、ここに40歳の方がというところまでは表で示さなくてはなりませんので、申し上げられませんけれども、具体的に先ほど申し上げた給与が引き下げになる対象者、月給が下がる人ですね、62名います。職員のほうは全体で今現在147名ということですから、約4割強の人たちが今回対象になるということです。

具体的にこの対象者、ここには数字は出ていませんけれども、平均では約1,545円引き下げになるという形です。それらを1カ月当たりで計算すれば、細かく計算出しておりませんが、約10万弱と、職員です、月給で。そういう形になろうかなと思います。

それと、最終的に今回12月の期末手当で4月から11月まで、それと6月の賞与でもらった分、それを……差し引かれる分ですね、それを合わせますとちょうど約100万ぐらいと……

〔年間〕と言う人あり〕

○総務課長（田口 茂君） 年間というか、月額では先ほど申し上げたとおり10万弱ですね。それで、今回戻すのが約100万という数字です。

話を整理しますと、今回の改正については給与の引き下げ、引き下げ部分については職員で対象者62名で10万弱と。12月のボーナスで返す金額については約100万という数字になります。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 同じようなことなのですけれども、先ほどの説明で東北地方あるいは北海道方面をベースにして給料を考えるとの説明だったと思うのですけれども、その場合は北海道、東北を100とした場合とか考え、40以上ぐらいの人がね。そんなように私は受け取るのですけれども、その場合はでは、東京が幾つかかもしれないけれども、それから18掛けると、手当というのです。だから、県によっても多少違うのか、北海道のほうが100で、こころがそれより安いということは、ちょっと向こうのほうが物価が高いのか……のベースにして考えるのか、その辺がちょっと、北海道とか東北は安いような気がするのですけれども、群馬県より給料が安くてもいいような気もするのですけれども、その辺のことちょっと。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

〔総務課長（田口 茂君）登壇〕

○総務課長（田口 茂君） 基本的に理解するのはちょっと非常に難しいのですけれども、例えば給料表、今回示しているのは板倉町は1級から6級までしかありません、ね。国のほうは1級から10級までであると。右に7、8、9、10と、そういう給料表を使っています。加えて、国ですと例えば一般の行政職、医療職、いろんな職種によってもいろんな給料表があります。それらを比較して、簡単に言えば考え方は平成18年の3月から4月にわたって、先ほど申し上げましたとおり東北、北海道を基準として給与体系を考えましょうと。その考えのもとになっているのは、やはり具体的な一つ一つの数字を積み上げている、ない部分もあるのですけれども、地域で給料というのは差があっても当然だろうという考えが取り入れられています。

具体的に2つのことが絡んでいるから非常にわかりづらいのですけれども、給料表というのはいろんな給料表を使っていると。当然基準が違いますよね。それを持って、考え方はそういう考えを取り入れたと。その市や町で持っている給料表プラス、いわゆる地域手当という制度を取り入れたと。それが東京都ですと18%、近くですとさいたま市では12%、隣の加須市では3%上乗せしてもらっています。群馬県においては、その3%で、細部は前橋、高崎、それと太田市しか制度が入っていません。加えて難しさを非常に増しているのが、いわゆる給与関係を決めるのは、今は国の人事院、それと先ほど申し上げました県の人事委員会というところで調査したものを参考にしながら、具体的には各町村がその数字をもとにやっていると。もっとはっきり言えば、各地方、地方で独自の調査をして、給料というのは決められていないというところにはやはり難しさが、考え方はそうなのですけれども、一律にこうですよという答弁ができないもどかしさはあるのですけれども、そういう中でいろんな制度ができています。最終的には各市町村とも、先ほど申し上げました人事委員会、これは本来なら15万以上の都市であれば設けることもできるのですけれども、現実的には県庁所在地であっても多分全国でも県庁所在地の市でも二、三カ所ぐらいしか独自の人事委員会というの設けていないのかなと思っています。それぐらい給与については独自に調査するというような、労力的にも内容

的にも難しさがあるのかなということ、いろんな全国の市町村が人事院なり各都道府県の数値を参考にし、同じ率で下げているということです。具体的には、もともとのベースは国の役人と我々の給料はベースの値段は違うのですけれども、例えば板倉町の平均の給与が具体的にデータがありませんけれども、国の国家公務員の給与と比べると非常に現実には低いわけですね。ただ、考え方だけ踏襲して給料表を次から次に改正してきていると。だから、改めて考え方と実態について具体的にこういう数字をとるところ非常に難しさがあるのですけれども、どこの市町村も国の考え、あるいは県の考えに準拠してそれなりの割合をその時々プラスしてみたり、マイナスしてみたりという形で給料というのは動いているということでご理解いただければと。一番難しいのは、やはり独自に個々の、いろんなベースにしたものを持って各市町村がやっているわけではないということも含めてご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 8番、市川でございます。

人事委員会と給料を決める人事委員会という、そのグループはどんな方がなっているのかが1点です。

もう一点は、先ほど山口課長からご説明がありました機場の関係の給料の件なのですけれども、ちょっと考えてみてもすごい、値段が何か大分いいなと思うのですね。1日1万5,400円ということで、町長が細かく説明しなさいということで、深夜になると3,080円になる。もう1,000単位ではないのですよ、2,000円以上なのです、すべて。ですから、これはどんな仕事をして、それだけもらうような仕事をやっていらっしゃるのか。これは県のほうが払っているのですか、町ではなくて。その点お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） これは、人事委員会の関係ですけれども、具体的にはどういう方がというところまで承知しておりませんが、当然人事院があるわけですから、その中で委員会という形で選ばれた方ということだと思います。具体的にはやはり給与だとか、そういうことに精通している方ということでご理解をいただければと思います。

また、県の人事委員会につきましても、やはり知事がふさわしい人ということで委嘱している方だということで、町の公平委員会とか、いろんな委員が町の執行機関にもありますけれども、そういう形で同じような形で選ばれているということでご理解いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 市川初江さんに申し上げますが、後段の質疑については先ほど補正予算採決時に質疑をしておりますので、後ほどお聞きください。

ほかに。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第61号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。
ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。
町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 大変ご意見をいただきありがとうございました。公務員の給料等については、いわゆる世間で高いとかいろんな評価もあるようでございますが、町においてもラスパイレス指数も含め国家公務員よりも低い状態にいることは事実でありますし、また制度が複雑な中で、先ほど課長が答弁したように、国の指針に従って対応しているという現状であります。そういったことも含めて本来ですとこれだけのことでわざわざおいでいただき、議論いただくというのは恐縮なのですが、先ほど冒頭申し上げましたような理由で、今日は議決をいただきました。大変ありがとうございます。
また、12月の7日に定例会でお世話になります。大変お世話になりました。

○閉会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして平成23年第4回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時00分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年1月27日

板倉町議会議長 野 中 嘉 之

①署名議員 市 川 初 江

②署名議員 青 木 秀 夫